

パブコメの課題に対応するため、周知・実施手法の見直しやパブコメ以外の意見聴取についても新たに行う

課題

氏名記入のハードル

庁舎内の周知・情報の不足

効果的な周知・発信方法

求める意見のわかりやすさ

町民参加の促進に資する取組（案）

1 周知方法の充実

- デジタルサイネージによる庁内での周知を行う。設置場所は「待っている間」に見える場所（窓口）や、町主催の検診などの待合スペース等も活用する。
- 町HPにパブコメ専用のサブサイトを作成し、実施状況を可視化する。
- 関係団体・企業への協力を依頼し、周知を図る。

2 内容のわかりやすさ向上

- 計画等の内容をまとめる「概要版」の作成し、目的・内容をわかりやすく発信。求める意見を明確化する。

3 参加のハードルを下げる工夫

- パブコメに加え、匿名での提出が可能なアンケート（WEB・紙媒体併用）を必要に応じて実施。匿名意見の弊害に配慮しつつ、パブコメ前段階とパブコメ実施時のどちらとも意見聴取を行うことも選択肢に。
- 回答することによるインセンティブも検討（地域アプリ活用者のみ→匿名の方には付与できない）

4 参加機会の拡大

- 広く町民が参加できる町民説明会を必要に応じて開催し、周知・参加機会の拡大を図る。また、希望団体等への個別説明の機会も設ける。

町民参加の手法について（事務局案）

町民には町政に参加する役割がある一方、行政には、情報共有と町民参加を促進する責務があります。この条文に町民説明会などの町民に対し説明する機会を設けることを明確化するため事務局案として整理しました。

該当する条文（第32条）

（行政の責務）

第32条 行政は、条例、予算その他の議会の議決及び法令等に基づく事務及び事業を、誠実に管理し執行しなければなりません。

2 行政は、広く町民の意思を反映した行政運営を行うため、情報の共有と町民参加を進め、連携及び協力して事務及び事業を執行しなければなりません。

3 行政は、事務及び事業を効果的かつ効率的に執行しなければなりません。

（行政の責務）

第32条 行政は、条例、予算その他の議会の議決及び法令等に基づく事務及び事業を、誠実に管理し執行しなければなりません。

2 行政は、町民の意見を積極的に把握し、行政運営に適切に反映します。

3 行政は、町民への説明の機会等情報の共有と町民参加を進め、連携及び協力して事務及び事業を執行しなければなりません。

4 行政は、事務及び事業を効果的かつ効率的に執行しなければなりません。

逐条解説改正内容（案）

行政の責務について規定しています。

◇第1項関係 行政は、地方自治法第96条第1項に規定する議会の議決に基づく事務や事業、法律、政省令、条例、規則、規程等に基づく事務や事業を誠実に管理し執行することを規定しています。

◇第2項関係 行政は町民の意思を行政運営に反映させるため、情報共有と町民参加を進めるとともに、町民と連携及び協力して事務及び事業を執行することを規定しています。

◇第3項関係 行政は、事務及び事業を効果的かつ効率的に執行することを規定しています。

行政の責務について規定しています。

◇第1項関係 行政は、地方自治法第96条第1項に規定する議会の議決に基づく事務や事業、法律、政省令、条例、規則、規程等に基づく事務や事業を誠実に管理し執行することを規定しています。

◇第2項関係 行政は町民の意思を行政運営に反映させるため、**広く町民から意見を聴取するよう努めるものとします。**

◇第3項関係 **必要に応じて町民が参加できる町民説明会の開催や希望する団体等に対し個別に説明を行う機会を設けるなど情報共有と町民参加を進め、**町民と連携及び協力して事務及び事業を執行することを規定しています。

◇第4項関係 行政は、事務及び事業を効果的かつ効率的に執行することを規定しています。

町民参加の手法について（事務局案）

整理した町民参加の手法について、条例第14条を事務局案として次のとおり整理しました。

該当する条文（第14条）

（町民参加の手法）

第14条 行政は、前条に規定する事項を実施するときは、次の各号のいずれか又は複数の方法により、適切な時期に町民参加を求めるものとします。

- (1) 審議会等の会議の開催
- (2) 意見交換会の開催
- (3) 意見公募(パブリックコメント)手続の実施
- (4) アンケート調査の実施
- (5) その他適切な方法

逐条解説改正内容（案）

町民参加の具体的な方法を規定しています。行政は、規定する方法の中からいずれか又は複数の方法を用いて町民参加を求めることとしています。なお、町民生活への影響が大きい事案については複数の方法を用いるよう努めるべきと考えます。

このうち、「審議会等」とは、地方自治法第138条の4第3項に規定する、法律又は条例に基づいて設置された附属機関及びこれ以外のもので、知識経験を有する者等の意見を聴取し、政策に反映させることを目的として、規則、要綱等に基づき設置されたものをいいます。

条文の改正は行わず、逐条解説にて、
解釈や考え方を整理

町民参加の具体的な方法を規定しています。行政は、規定する方法の中からいずれか又は複数の方法を用いて町民参加を求めることとしています。なお、町民生活への影響が大きい事案については複数の方法を用いるよう努めるべきと考えます。

◇**第1号関係**「審議会等」とは、地方自治法第138条の4第3項に規定する、法律又は条例に基づいて設置された附属機関及びこれ以外のもので、知識経験を有する者等の意見を聴取し、政策に反映させることを目的として、規則、要綱等に基づき設置されたものをいいます。

◇**第2号関係**「意見交換会」とは、町の施策等に関し、町民と行政が直接対話を通じて意見を交わす場をいいます。この意見交換会には、広く町民が参加できる町民説明会の開催や、希望する団体等に対し個別に説明を行う機会など、町民の参加機会の拡大に資する取組を含みます。

◇**第3号関係** 意見公募手続の実施に当たっては、計画等の内容をまとめた概要版を作成するなど、目的・内容をわかりやすく発信し、求める意見を明確化するよう努める必要があります。

◇**第4号関係**「アンケート調査」は、氏名等の記載を求める意見公募手続とは異なり、匿名での提出を可能とするほか、実施にあたっては、紙媒体のほか、WEBを活用するなど、幅広い世代の参加機会の拡大に努める必要があります。